

## 京都海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和3年6月15日(火) 午後2時00分～2時45分
- 2 開催場所 京都府宮津市字小田宿野1029-3 京都府水産事務所 研修室
- 3 出席者 京都海区漁業調整委員会

	会 長	葭矢 護
	副会長	八木 一弘
	委 員	津田 嘉春
	委 員	川崎 芳彦
	委 員	狩野 安德
	委 員	石倉 尚正
	委 員	村岡 繁樹
	委 員	益田 玲爾
	委 員	池田香代子
事務局	局 長	井谷 匡志
	次 長	井上 太郎
	職 員	藤原 美鈴
京都府農林水産部水産課	副主査	野口 俊輔
京都府水産事務所漁政課	課 長	戸嶋 孝
	主幹兼係長	宮嶋 俊明
	技 師	水谷 昂栄
京丹後市海農林水産部業水産課	課 長	磯田 新也

#### 4 議事事項と結果

第1号議案 京都府資源管理方針の一部改正について(諮問)

…諮問の原案に異議ない旨答申することを議決した。

第2号議案 特定水産資源に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量について(諮問)

…諮問の原案に異議ない旨答申することを議決した。

第3号議案 知事許可漁業における制限措置等について(諮問)

(小型機船底びき網漁業(手繰第一種漁業)の制限措置等について(諮問))

…諮問の原案に異議ない旨答申することを議決した。

## 5 議 事

井谷局長

定刻になりましたので、第2回京都海区漁業調整委員会を開催させていただきます。委員の皆様並びに関係者の皆様におかれましては、お忙しい中を出席いただきありがとうございます。

さて、コロナウィルスに係る緊急事態宣言が続き、魚の価格も影響を受けております。本年5月の漁獲量は462トンと平成16年から20年までの平均と比べ60パーセント、漁獲金額は177百万円で、同じく67パーセント、単純な平均キロ単価は383円で、同じく112パーセントでした。これは、カタクチイワシなど安い価格の魚の漁獲量が少なかったことによるもので、シロイカ、スズキ、活魚などを中心に、魚の価格が安い状況が続いております。水産事務所としまして、注意深く監視することを考えております。

本日開催の委員会ですが、これまでと同様に会場を広くとり、人口密度を下げております。聞きとりにくいこともありますので、これまで同様に発言の際にはマイクを用いてお願いします。

なお、本日は、吉本委員が、やむを得ない事情で御欠席ですが、出席委員は9名であり、委員会規程第6条により開催の要件は満たしております。では、ここからは葭矢会長の議事進行でお願いします。

葭矢会長

御多用のなか、出席賜りありがとうございます。事務局長の挨拶がありました。気温が上がり、コロナの関係で、マスクをするのがしんどいので、早くこのマスクが解消され、漁業が発展していくようお願いいたしまして簡単な挨拶とさせていただきます。

本日は3議題あり、第1号議案「京都府資源管理方針の一部改正について」、第2号議案「特定水産資源に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量について」、第3号議案「知事許可漁業における制限措置等について」です。全て京都府知事からの諮問で答申に向けて御審議願います。

本日の議事録署名委員を指名させていただきます。津田委員、益田委員をお願いします。

次第にしたがい進めます。第1号議案「京都府資源管理方針の一部改正について」を審議します。京都府から説明をお願いします。

京 都 府

【第1号議案 資料に基づき説明】

葭矢会長 第1号議案の説明がありました。只今の説明について、御意見、御質問ありませんか。

【委員からの発言なし】

葭矢会長 御意見、御質問ありませんか。

八木副会長 ありません。

葭矢会長 それでは、本議案は、特に問題なく、京都府知事に原案に異議のない旨、答申しますが御異議ございませんか。

【異議なしの声】

葭矢会長 それでは、異議ない旨、答申をいたします。

第2号議案「特定水産資源に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量」を審議します。本議案は、タイトルは同じですが、知事からは個々の内容のものが2つの諮問をされており、個々に審議をいたします。

まず、ずわいがに、さばの内容を京都府から説明をお願いします。

京 都 府 【第2号議案（ずわいがに、さば） 資料に基づき説明】

葭矢会長 第2号議案のずわいがに、さばに関する説明がありました。只今の説明について、御意見、御質問ありませんか。

川崎委員 今期のずわいがにの漁獲可能量の34トンですが、この数値は、毎年変わりますか。

野口副主査 毎年数値は変わります。  
国が、毎年、資源状況を調査し、結果に応じて資源評価を行い、海域全体の漁獲可能量が変わること、それと過去の漁獲実績に応じ各府県に配分されるため、毎年、数値が変動します。

川崎委員 わかりました。

葭矢会長 ずわいがにの数値の見直しは、国の資源調査の状況により変わる説明でした。34トンは昨年度と比べてどうですか。

野口副主査 昨年度漁期の漁獲可能量は46トンでした。10トンほど減りました。

葭矢会長 理由は、何かありますか。

野口副主査 理由は、2つあります。資源評価の結果から、昨年度と比べ資源状況が良くないことから、海域全体の漁獲可能量が減ったのが大きな原因です。もう1つは、海域内での各府県への配分比率の見直しが3年に1度あり、今回が見直しの年であり、配分比率が前回よりも若干減少した影響もあります。

ただ、昨年度の漁獲実績と今回の34トンを比べると、34トンは、昨年度の漁獲実績よりも上回り、十分余裕があり、特段問題は無いと考えています。

また、ずわいがに漁業は業界間のルールがあり、漁獲可能量が、上限に近づいた場合、全体の留保枠などから、小型底びき網漁業に優先的に漁獲可能量を追加配分されることもあり、昨年度よりも10トンほど減少していますが、問題はないと考えております。

葭矢会長 昨年度よりも10トンほど減っていますが、漁獲実績から今期の漁獲可能量34トンは、比較的余裕のあること、さらに、業界の申し合わせで、漁獲可能量の上限に近づいた場合、小型底びき網漁業は、他の漁業に比べて、漁獲可能量の追加配分が優先されるようです。

その他に何かありませんか。

#### 【委員からの発言なし】

葭矢会長 他にないようでしたら、ずわいがに、さばに関しまして、本議案は特に問題がなく、京都府知事に原案には異議のない旨、答申しますが御異議ございませんか。

#### 【異議なしの声】

葭矢会長 それでは、異議ない旨、答申をいたします。次に、くろまぐろの内容を京都府から説明をお願いします。

京 都 府 【第2号議案（くろまぐろ） 資料に基づき説明】

葭矢会長 第2号議案のくろまぐろに関する説明がありました。只今の説明について、御意見、御質問ありませんか。

八木副会長 今回の小型魚の増加分は、京都の船がよその海区で獲っているまぐろの分が京都府の漁獲量に反映し、国がそれらも加味して、計算した量で、今回、追加配分しているのではないのでしょうか。

野口副主査　　そうです。委員の言うとおりに、京都府の船が他の海域で漁獲したものが加味された追加配分ではありません。

八木副会長　　わかりました。京都府は、今後起きる配分量に関する問題を想定し、漁獲可能量の配分方法について、十分取りはからってほしいなということ、あえて申し上げたいと思います。

葭矢会長　　今回の追加配分は、国が資源状況などでの見直しで配分されたのですか。何の関係で追加されたのですか。

野口副主査　　今回の追加配分は、京都府の前漁期の実績に対するものです。

前漁期のくろまぐろの漁獲枠の消化率が一定高かった場合、メリットとして、次漁期に、他県と比べて多く配分されることや取り残し数量分を次漁期に繰越して配分されます。今回は、それらが追加配分されたものです。

葭矢会長　　ぱっと聞いただけでは解りにくいですが、皆さんよろしいですか。

私からの要望ですが、只今の口頭での説明内容や、なぜ、この追加配分の数値になったのか簡単に数字の根拠を書いてもらえれば、皆さんの理解が深まると思います。来年から追加で資料をお願いします。

野口副主査　　わかりました。

葭矢会長　　その他に何かありませんか。この内容は注目度が高く、定置網にとってもどうでしょうか。益田委員何かありませんか。

益田委員　　ありません。

葭矢会長　　特に御発言もないようですので、本件に関して、八木副会長から意見がありましたが、本議案は特に問題がなく、京都府知事に原案には異議のない旨、答申しますが御異議ございませんか。

#### 【異議なしの声】

葭矢会長　　それでは異議ない旨、答申します。次に、第3号議案「知事許可漁業における制限措置等について」を審議します。京都府から説明をお願いします。

京 都 府　　【第3号議案 資料に基づき説明】

葭矢会長 只今の説明について、御意見、御質問ありませんか。本件は、先に参考資料の説明があったように、新しい漁業法になり、手続の透明性をより確保するため、法令に基づいて、本委員会に諮問されています。そのことも含め、御理解いただき、何かありませんでしょうか。

葭矢会長 私から質問します。制限措置の対象になる福井県漁業者の意見は聞いたと説明がありましたが、京都府漁業者の意見は聞かれていますか。

水谷技師 先ほどその説明ができていませんでした。

諮問文の制限措置の欄の一番下に「漁業を営む者の資格」の記載があり、規定されている協定書は、京都府と福井県の漁業者が締結したものです。その内容は、操業区域、その他様々な条件を付してお互い了解が得られたものです。この協定の参加者でなければ、京都府水産事務所は受け付けません。

葭矢会長 福井県と京都府の底びき網漁業者の間で事前に協定書が結ばれ、その内容で福井県の漁業者から申請されているので、諮問の内容は京都府漁業者からの了解得られていることですね。

その他に何かありませんか。

#### 【委員からの発言なし】

葭矢会長 それでは、本議案は、特に問題なく、京都府知事に原案に異議のない旨、答申しますが御異議ございませんか。

#### 【異議なしの声】

葭矢会長 異議ない旨、答申します。議案は以上で、3議案ありました。他に発言はありませんか。

葭矢会長 事務局から何かありますか。

井上次長 特にありません。

葭矢会長 全体を通して何かありますか。

川崎委員 京都府海域で操業する小型底びき網漁船は、京都の船よりも福井からの入会の船の数の方が多いなと思って。

葭矢会長

京都府では、漁業者育成を行っておられ、海の民学舎で、若い方々も勉強していただいております、卒業生のなかから小型底びき網漁業の経営体ができていったらいいなと思っております。

また、京都府が支援事業も考えられておられますので、それにも期待したいなと思います。

特になければ、これで委員会を終了いたします。皆様暑い中ありがとうございました。お疲れ様でございました。

【閉 会 午後 2 : 45】

以上、議事の正確なることを証する。

令和        年        月        日

議                    長

議事録署名委員

議事録署名委員

**第 1 号議案 京都府資源管理方針の一部改正について  
(諮問)**

**【理由】**

このことについて京都府知事から諮問がありましたので、  
答申に向けて御審議をお願いします。

**【添付資料】**

資料 1 - 1 諮問文

資料 1 - 2 京都府資源管理方針案

**【改正内容】**

現行の京都府資源管理方針に、以下の特定水産資源を追加する。

- ・ ずわいがに日本海系群 A 海域 (別紙 7)

p 16

- ・ まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群 (別紙 8)

p 17

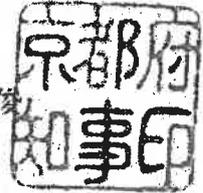




3 水 第 337 号  
令和 3 年 6 月 10 日

京都海区漁業調整委員会  
会長 葭矢 護 様

京都府知事 西脇 隆俊



京都府資源管理方針について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号）第14条第1項の規定により定めた京都府資源管理方針を同条第9項の規定により別添のとおり変更することについて、同条第10項で準用される同条第4項の規定により諮問します。



## 京都府資源管理方針

## 第1 資源管理に関する基本的な事項

## 1 漁業の状況

本府の水産業は、平成30年の生産量で1.1万トン、生産額は39億円にのぼる。また、漁業就業者数は、約900人であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本府の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

## 2 本府の責務

本府は、法第6条の規定により、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本府の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定により、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

## 第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

## 第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

## 1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

## 2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

## 3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

## 第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

## 第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

## 1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

## 2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

## 3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

# 第6 その他資源管理に関する重要事項

## 1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第26条第1項又は第30条第1項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第58条において準用する法第52条第1項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第90条第1項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにすることとする。

## 2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上

で、着実に実行していくものとする。

### 3 種苗放流等の取組

種苗生産・放流・育成管理（以下「種苗放流等」という。）の取組は、資源管理の一環として実施することから、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

新たに種苗放流等を実施する水産資源については、資源水準の回復にその取組の有効性が認められる場合に、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとし、当該水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

これまで種苗放流等を実施してきた水産資源については、種苗放流等の効果の検証の結果、その取組の有効性が認められるものであって、その造成の目的を達成していないものは、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとする。

なお、当該検証の結果、当該水産資源の造成の目的を達成したもののやその効果の認められないものは、種苗放流等を実施しないこととする。

### 4 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び京都府資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

## 第7 京都府資源管理基本方針の検討

法第14条第8項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

## 第8 特定水産資源及び特定水産資源以外の水産資源についての具体的な資源管理の方針

特定水産資源についての具体的な資源管理の方針は別紙のとおり、それぞれ定めるものとする。



(別紙1)

第1 特定水産資源

くろまぐろ(小型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 京都府定置漁業(第I期間)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域(大中型まき網漁業(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号。以下「許可省令」という。)第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。)

イ 対象とする漁業

定置漁業(漁業法第60条第3項に規定する定置漁業及び同法第60条第5項第2号に規定する第二種共同漁業であつて漁具を定置して営む漁業。以下同じ。)

ウ 漁獲可能期間

4月1日から同年11月末日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中(イの場合を除く。)

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

イ 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで  
陸揚げした日から3日以内

2 京都府定置漁業(第II期間)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域

イ 対象とする漁業

定置漁業

ウ 漁獲可能期間

12月1日から翌年3月末日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中(イの場合を除く。)

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

イ 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで  
陸揚げした日から3日以内

3 京都府漁船漁業等(日本海)(第I期間)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域のうち日本海

イ 対象とする漁業

漁船漁業等(定置漁業以外の漁業であり、京都府に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地のある者がくろまぐろ(小型魚)を採捕する漁業をいう。以下同じ。)

ウ 漁獲可能期間

4月1日から同年11月末日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イの場合を除く。）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

イ 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

4 京都府漁船漁業等（日本海）（第Ⅱ期間）

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域のうち日本海

イ 対象とする漁業

漁船漁業等

ウ 漁獲可能期間

12月1日から翌年3月末日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イの場合を除く。）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

イ 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

5 京都府漁船漁業等（その他海域）

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域のうち日本海を除く海域

イ 対象とする漁業

漁船漁業等

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イの場合を除く。）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

イ 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本府に当初配分された漁獲可能量のうち、1割を留保（0.1トン未満は四捨五入する）する。ただし、京都府漁船漁業等（その他海域）により資源管理を実行するために必要な漁獲可能量を含む。残りの9割について、京都府定置漁業（第Ⅰ期間及び第Ⅱ期間）、京都府漁船漁業等（日本海 第Ⅰ期間及び日本海 第Ⅱ期間）のそれぞれに95%、5%の比率で割当てる。さらに、これら配分量について漁獲可能期間別に、定置漁業では京都府定置漁業（第Ⅰ期間）に10%、京都府定置漁業（第Ⅱ期間）に90%、漁船漁業等では京都府漁船漁業等（日本海）

(第Ⅰ期間)に75%、京都府漁船漁業等(日本海)(第Ⅱ期間)に25%となるよう配分する。

農林水産大臣により知事管理区分への配分量が変更された場合には、必要に応じて関係者との協議の上配分する。留保枠については、知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等に応じて知事が留保を解除し、原則として京都府定置漁業に係る知事管理区分別に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項  
該当なし

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙2)

第1 特定水産資源

くろまぐろ(大型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 京都府定置漁業(第Ⅰ期間)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域

イ 対象とする漁業

定置漁業

ウ 漁獲可能期間

4月1日から同年11月末日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中(イの場合を除く。)

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

イ 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

2 京都府定置漁業(第Ⅱ期間)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域

イ 対象とする漁業

定置漁業

ウ 漁獲可能期間

12月1日から翌年3月末日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中(イの場合を除く。)

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

イ 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から3日以内

3 京都府漁船漁業等(日本海)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域のうち日本海

イ 対象とする漁業

漁船漁業等(定置漁業以外の漁業であり、京都府に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地のある者がくろまぐろ(大型魚)を採捕する漁業をいう。以下同じ。)

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の

報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イの場合を除く。）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

イ 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで  
陸揚げした日から3日以内

#### 4 京都府漁船漁業等（その他海域）

##### (1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域のうち日本海を除く海域

イ 対象とする漁業

漁船漁業等

ウ 漁獲可能期間

周年

##### (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イの場合を除く。）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

イ 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで  
陸揚げした日から3日以内

### 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本府に当初配分された漁獲可能量のうち、0.5割を留保（0.1トン未満は四捨五入する）し、0.5割を京都府漁船漁業等（その他海域）に配分する。残りの9割について、京都府漁船漁業等（日本海）に配分する混獲管理のための漁獲可能量を除き、京都府定置漁業（第Ⅰ期間及び第Ⅱ期間）に割当てることとし、漁獲可能期間別に、京都府定置漁業（第Ⅰ期間）に80%、京都府定置漁業（第Ⅱ期間）に20%となるよう配分する。

農林水産大臣により知事管理区分への配分量が変更された場合には、必要に応じて関係者との協議の上配分する。留保枠については、知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等に応じて知事が留保を解除し、原則として京都府定置漁業に係る知事管理区分に配分する。

### 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

### 第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙3)

第1 特定水産資源  
さんま

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 京都府さんま漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業が、さんまの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

京都府に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がさんまを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を京都府さんま漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

京都府さんま漁業区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量(単位:日)
さんま漁業	289日*

※:府内漁業経営体(636経営体)の操業日数

第5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし

(別紙4)

第1 特定水産資源  
まあじ

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 京都府まあじ漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

京都府に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を京都府まあじ漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

京都府まあじ漁業区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量(単位:日)
まあじ漁業	289日※

※: 府内漁業経営体(636経営体)の操業日数

第5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし

(別紙5)

第1 特定水産資源

まいわし対馬暖流系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 京都府まいわし漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

京都府に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわしを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を京都府まいわし漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

京都府まいわし漁業区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量(単位:日)
まいわし漁業	289日*

※: 府内漁業経営体(636経営体)の操業日数

第5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし

(別紙 6)

第 1 特定水産資源

するめいか

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 京都府するめいか漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

京都府に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を京都府するめいか漁業区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

京都府するめいか漁業区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量(単位:日)
するめいか漁業	289日*

※: 府内漁業経営体(636経営体)の操業日数

第 5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし

(別紙 7)

第 1 特定水産資源

ずわいがに日本海系群 A 海域

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 京都府ずわいがに漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

許可省令別表第 1 のずわいがに漁業の項の中欄第 1 号に掲げる海域（外国の領海及び排他的経済水域（大韓民国にあっては、許可省令別表第 5 の 11 の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

イ 対象とする漁業

京都府に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がずわいがに日本海系群 A 海域を採捕する漁業（ただし、大臣許可漁業を除く。）

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イの場合を除く。）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の 10 日

イ 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を京都府ずわいがに漁業区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

第 5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について

法第 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 8)

第 1 特定水産資源

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 京都府まさば及びごまさば漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

イの対象とする漁業が、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の採捕を行う水域

イ 対象とする漁業

京都府に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群を採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を京都府まさば及びごまさば漁業区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

京都府まさば及びごまさば漁業区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量(単位:日)
まさば及びごまさば漁業	289日※

※: 府内漁業経営体(636経営体)の操業日数

第 5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし



## 京都府資源管理方針について

### 1 資源管理体制の変更

【これまでの資源管理体制】

主体	公的管理 ＜根拠：TAC 法＞	自主的管理 ＜根拠：計画作成要領＞
国 府 漁業者	基本計画 府計画 (協定)	指針 府指針 資源管理計画

【漁業法改正後の資源管理体制】

主体	公的・自主的管理 ＜根拠：漁業法＞
国 府 漁業者	基本方針 府方針 (+TAC 数量の公表※) 協定

※：漁期前に当該漁期の TAC 数量を公表

### 2 府方針の構成

構成	規定事項	作成日 (変更日)	方針の 作成状況
本体	漁業の実態、 資源管理の基本事項	R2. 12. 1	—
別紙	魚種別の管理事項		
1	くろまぐろ (小型)	R2. 12. 1 (R3. 3. 29)	作成済
2	くろまぐろ (大型)	〃	〃
3	さんま	〃	〃
4	まあじ	〃	〃
5	まいわし対馬暖流系群	〃	〃
6	するめいか	R3. 3. 29	〃
7	ずわいがに日本海系群 A 海域	R3. 7. 1 まで	今回作成※
8	まさば対馬暖流系群及び ごまさば東シナ海系群	〃	今回作成

※方針の作成には、海区委員会への意見聴取後、水産庁の承認が必要

2010年12月31日 资产负债表

单位：人民币元

(除特别注明外，均以人民币元列示)

项目	2010年12月31日	2009年12月31日
流动资产		
货币资金	1,234,567	987,654
应收账款	567,890	432,109
预付款项	123,456	87,654
其他应收款	345,678	210,987
存货	210,987	154,321
流动资产合计	2,482,578	1,872,725
非流动资产		
长期股权投资	1,234,567	987,654
固定资产	876,543	654,321
无形资产	432,109	321,098
非流动资产合计	2,543,220	1,963,073
资产总计	5,025,798	3,835,798
流动负债		
短期借款	1,234,567	987,654
应付账款	567,890	432,109
预收款项	123,456	87,654
其他应付款	345,678	210,987
流动负债合计	2,271,591	1,718,404
非流动负债		
长期借款	1,234,567	987,654
非流动负债合计	1,234,567	987,654
负债合计	3,506,158	2,706,058
所有者权益		
实收资本	1,234,567	1,234,567
资本公积	876,543	654,321
盈余公积	432,109	321,098
未分配利润	482,578	125,812
所有者权益合计	1,519,640	1,129,740
负债和所有者权益总计	5,025,798	3,835,798

编制人：[姓名] 审核人：[姓名] 日期：2011年1月10日

# 新たな資源管理制度～魚種別の管理方法等

魚種	令和3管理年度	R3 TAC配分量	管理方法	管理区分	数量報告	採捕停止命令
マアジ	R3.1～R3.12	現行水準	努力量管理	京都府まあじ漁業	当該魚種を採捕した場合全て、翌月10日まで	対象外
マイワシ	同上	現行水準	努力量管理	京都府まいわし漁業	同上	対象外
サンマ <sub>21</sub>	同上	現行水準	努力量管理	京都府さんま漁業	同上	対象外
クロマグロ (小型、大型別)	R3.4～R4.3	小型:26.9トン 大型:34.0トン	総量管理	定置漁業、 漁船漁業等 (日本海、その他海域)	同上	対象
スルメイカ	同上	現行水準	努力量管理	京都府するめいか漁業	同上	対象外
ズワイガニ	R3.7～R4.6	34.0トン	総量管理	京都府ずわいがかに漁業	同上	対象
マサバ・ゴマサバ	同上	現行水準	努力量管理	京都府まさば及び ごまさば漁業	同上	対象外

※スケトウダラについては府内への配分なし

華英大監習心附新身一至滿學音韻書廿四冊

**第2号議案 特定水産資源に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量について（諮問）**

**【理由】**

このことについて京都府知事から諮問がありましたので、答申に向けて御審議をお願いします。

**【添付資料】**

- 資料2-1 諮問文（ずわいがに、さば類）
- 資料2-2 特定水産資源に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量について
- 資料2-3 諮問文（くろまぐろ）
- 資料2-4 特定水産資源に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量について

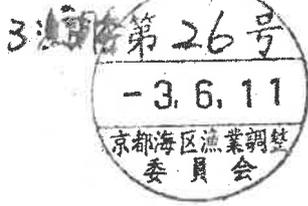
中國人民銀行總行  
（附圖）

（附圖）

（附圖）

中國人民銀行總行  
（附圖）

中國人民銀行總行  
（附圖）

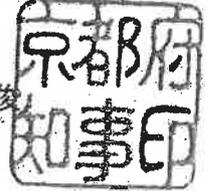


資料2-1

3水第337号  
令和3年6月10日

京都海区漁業調整委員会  
会長 葭矢 護 様

京都府知事 西脇 隆俊



特定水産資源に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可  
能量について（諮問）

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定による、ずわいがに日本海系群A海域及びまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可能量を、別紙のとおり定めることについて、同条第2項の規定により諮問します。



Faint, illegible text located below the top left stamp.

Faint, illegible text located in the upper right quadrant.



Faint, illegible text located to the right of the middle left stamp.

Faint, illegible text located in the middle section of the page.

Faint, illegible text located in the middle section of the page.

Large block of faint, illegible text spanning the width of the page in the lower middle section.

京都府告示第●号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、ずわいがに日本海系群A海域及びまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群に関する令和3管理年度（令和3年7月1日から令和4年6月30日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年●月●日

京都府知事 西 脇 隆 俊

特定 水産資源	知事管理区分	知事管理 漁獲可能量 (t)
ずわいがに 日本海系群 A海域	京都府ずわいがに漁業	34.0
まさば対馬 暖流系群及 びごまさば 東シナ海系 群	京都府まさば及びごまさば漁業	現行水準



3漁調委第27号

-3.6.11

京都海区漁業調整  
委員会

資料2-3

3水第338号  
令和3年6月10日

京都海区漁業調整委員会  
会長 葭矢 護 様

京都府知事 西脇 隆俊



特定水産資源に関する令和3管理年度における知事管理漁獲可  
能量について (諮問)

漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項の規定による、くろまぐろ(小  
型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に関する令和3管理年度における知事管理漁獲  
可能量を、別紙のとおり変更することについて、同条第5項において準用する同  
条第2項の規定により諮問します。



## 京都府告示第●号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定による、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のように変更したので、同条第4項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年●月●日

京都府知事 西脇 隆俊

特定水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可能量 (t)
くろまぐろ (小型魚)	京都府くろまぐろ(小型魚)定置漁業	23.0
	第Ⅰ期間 (令和3年4月1日から11月30日まで)	2.3
	第Ⅱ期間 (令和3年12月1日から令和4年3月31日まで)	20.7
	京都府くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等(日本海)	1.2
	第Ⅰ期間 (令和3年4月1日から11月30日まで)	0.9
	第Ⅱ期間 (令和3年12月1日から令和4年3月31日まで)	0.3
	京都府くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等(その他海域)	0.1
	留保	2.6
くろまぐろ (大型魚)	京都府くろまぐろ(大型魚)定置漁業	30.5
	第Ⅰ期間 (令和3年4月1日から11月30日まで)	24.4
	第Ⅱ期間 (令和3年12月1日から令和4年3月31日まで)	6.1
	京都府くろまぐろ(大型魚)漁船漁業等(日本海)	0.1
	京都府くろまぐろ(大型魚)漁船漁業等(その他海域)	1.7
	留保	1.7

1-8/11

## 令和3管理年度クロマグロ漁獲可能量の府内配分の変更について

令和3管理年度当初に府に配分されたクロマグロの漁獲可能量については、京都府資源管理方針に定めた配分基準に基づき、府内の管理区分ごとに配分されている。

今回、前期からの繰越等により国から追加配分されたことを受けて、以下の考え方に基づき府内配分の変更を行う。

### 1 R3 当初配分時の府内配分の考え方

従前どおり府配分枠の10%を留保することとし、その中から、新たに設けた「漁船漁業等（その他海域）」に対して「実効性のある漁獲管理に必要な漁獲可能量」を配分。留保を除いた分については、「定置漁業」及び「漁船漁業等（日本海）」には従前どおり配分

### 2 府内配分の変更の考え方

当初配分時の考え方を踏襲し、方針に定めた当初配分の基準に基づき、府内配分の変更を行う。

### 3 管理区分ごとの漁獲枠【当初配分（現行）と変更案】

（上段：府枠に対する割合（%）、下段：漁獲枠（トン））

区 分	大型魚		小型魚	
	現 行	変更案	現 行	変更案
府 枠	21.9 トン	34.0 トン	16.5 トン	26.9 トン
留 保	5	5	10	10
	1.1	1.7	1.6	2.6
定置漁業	90	90	85.5	85.5
	19.6	30.5	14.1	23.0
漁船漁業 （日本海）	—	—	4.5	4.5
	0.1	0.1	0.7	1.2
漁船漁業 （太平洋）	5	5	—	—
	1.1	1.7	0.1	0.1

### 4 スケジュール

6月上旬 府内配分変更に係る関係者調整

6月15日 海区漁業調整委員会への府内配分変更に係る諮問

6月中～下旬 府内配分変更に係る告示

※ 今回の変更については農林水産大臣の承認不要

※ 今後、融通の実施に向けて、府内での要望聴取や融通後の府内配分のルールづくりを実施

2019年12月31日 资产负债表

本财务报表由本公司管理层负责编制。本公司管理层对财务报表的真实性、公允性、完整性负责。本财务报表已经注册会计师审计，并出具了标准无保留意见的审计报告。本财务报表的编制基础为持续经营假设。

资产负债表

本财务报表按照《企业会计准则》及《企业会计准则应用指南》编制。本财务报表的编制基础为持续经营假设。本财务报表的编制基础为持续经营假设。

资产负债表

本财务报表按照《企业会计准则》及《企业会计准则应用指南》编制。本财务报表的编制基础为持续经营假设。本财务报表的编制基础为持续经营假设。

【附注】

1. 编制基础：持续经营假设。

资产		负债和所有者权益		
项目	期末余额	项目	期末余额	备注
流动资产		流动负债		
货币资金	100.00	应付账款	50.00	
应收账款	200.00	预收账款	100.00	
其他应收款	50.00	应付职工薪酬	20.00	
存货	150.00	应交税费	10.00	
流动资产合计	500.00	流动负债合计	180.00	
非流动资产		非流动负债		
固定资产	300.00	长期借款	100.00	
无形资产	50.00	其他非流动负债	0.00	
非流动资产合计	350.00	非流动负债合计	100.00	
资产总计	850.00	所有者权益		
		实收资本	500.00	
		未分配利润	250.00	
		所有者权益合计	750.00	
		负债和所有者权益总计	850.00	

くろまぐろに関する令和3管理年度における知事管理区分の漁獲可能量の変更案

特定 水産資源	知事管理区分	知事管理漁獲可 能量 (t)		期間別 割合
		変更前	変更後	
くろまぐろ (小型魚)	京都府くろまぐろ(小型魚)定置漁業	14.1	23.0	100%
	第Ⅰ期間 (令和3年4月1日から11月30日まで)	1.4	2.3	10%
	第Ⅱ期間 (令和3年12月1日から令和4年3月31日まで)	12.7	20.7	90%
	京都府くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等(日本海)	0.7	1.2	100%
	第Ⅰ期間 (令和3年4月1日から11月30日まで)	0.5	0.9	75%
	第Ⅱ期間 (令和3年12月1日から令和4年3月31日まで)	0.2	0.3	25%
	京都府くろまぐろ(小型魚)漁船漁業等(その他海域)	0.1	0.1	-
	留保	1.6	2.6	-
くろまぐろ (大型魚)	京都府くろまぐろ(大型魚)定置漁業	19.6	30.5	100%
	第Ⅰ期間 (令和3年4月1日から11月30日まで)	15.7	24.4	80%
	第Ⅱ期間 (令和3年12月1日から令和4年3月31日まで)	3.9	6.1	20%
	京都府くろまぐろ(大型魚)漁船漁業等(日本海)	0.1	0.1	-
	京都府くろまぐろ(大型魚)漁船漁業等(その他海域)	1.1	1.7	-
	留保	1.1	1.7	-

Table 1. Summary of the study design and data collection.

Phase	Duration	Activities	Data Collected
Phase 1	12 weeks	Baseline assessment, intervention, and follow-up	Pre-test, Post-test, Follow-up
Phase 2	12 weeks	Baseline assessment, intervention, and follow-up	Pre-test, Post-test, Follow-up
Phase 3	12 weeks	Baseline assessment, intervention, and follow-up	Pre-test, Post-test, Follow-up
Phase 4	12 weeks	Baseline assessment, intervention, and follow-up	Pre-test, Post-test, Follow-up
Phase 5	12 weeks	Baseline assessment, intervention, and follow-up	Pre-test, Post-test, Follow-up
Phase 6	12 weeks	Baseline assessment, intervention, and follow-up	Pre-test, Post-test, Follow-up
Phase 7	12 weeks	Baseline assessment, intervention, and follow-up	Pre-test, Post-test, Follow-up
Phase 8	12 weeks	Baseline assessment, intervention, and follow-up	Pre-test, Post-test, Follow-up
Phase 9	12 weeks	Baseline assessment, intervention, and follow-up	Pre-test, Post-test, Follow-up
Phase 10	12 weeks	Baseline assessment, intervention, and follow-up	Pre-test, Post-test, Follow-up
Phase 11	12 weeks	Baseline assessment, intervention, and follow-up	Pre-test, Post-test, Follow-up
Phase 12	12 weeks	Baseline assessment, intervention, and follow-up	Pre-test, Post-test, Follow-up
Phase 13	12 weeks	Baseline assessment, intervention, and follow-up	Pre-test, Post-test, Follow-up
Phase 14	12 weeks	Baseline assessment, intervention, and follow-up	Pre-test, Post-test, Follow-up
Phase 15	12 weeks	Baseline assessment, intervention, and follow-up	Pre-test, Post-test, Follow-up
Phase 16	12 weeks	Baseline assessment, intervention, and follow-up	Pre-test, Post-test, Follow-up
Phase 17	12 weeks	Baseline assessment, intervention, and follow-up	Pre-test, Post-test, Follow-up
Phase 18	12 weeks	Baseline assessment, intervention, and follow-up	Pre-test, Post-test, Follow-up
Phase 19	12 weeks	Baseline assessment, intervention, and follow-up	Pre-test, Post-test, Follow-up
Phase 20	12 weeks	Baseline assessment, intervention, and follow-up	Pre-test, Post-test, Follow-up

**第3号議案 知事許可漁業における制限措置等について  
(諮問)**

**【理由】**

このことについて京都府知事から諮問がありましたので、  
答申に向けて御審議をお願いします。

**【添付資料】**

資料3-1 小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）の制限  
措置等について(諮問)

第 一 卷

1947年 中華民國三十六年 一月 第一號

第 一 頁

第 一 頁



3水事第292号  
令和3年6月11日

京都海区漁業調整委員会  
会長 葭矢 護 様

京都府知事 西脇 隆俊



小型機船底びき網漁業（手繰第一種漁業）の制限措置等  
について（諮問）

標記のことについて、漁業法（昭和24年法律第267号。以下、「法」という。）第58条において読み替えて準用する法第42条第1項の規定により、及び同項の規定を実施するため、許可又は起業の認可を申請すべき期間及び京都府漁業調整規則（令和2年京都府規則第54号）第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を下記のとおり定めることについて、法第58条において読み替えて準用する第42条第3項の規定により諮問します。

記

申請すべき期間：令和3年7月1日から令和3年7月31日まで  
制限措置：下表のとおり

漁業種類	手繰第一種漁業（機船底びき網漁業）	
許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	14隻	9隻
船舶の総トン数	10トン未満	10トン以上15トン未満
操業区域	京都府新井崎正北の線以東の京都府沖合海面	
漁業時期	9月1日から翌年5月31日まで	
漁業を営む者の資格	「京都府海域に入漁する小型機船底びき網漁業の操業に関する協定書」第2の2に規定する「許可申請予定者名簿」に記載の者	

担当	漁政課漁業漁船係 水谷
TEL	0772-22-4438

